

はじめに

「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ4年目を迎えています。県教育委員会においては、和歌山県教育振興基本計画の実現に向け、各学校における特別支援教育推進体制整備をはじめ、発達障害等の児童生徒が学ぶ場の拡大、社会的自立を見据えた職業教育の充実、特別支援学校のセンター的機能の強化等に取り組んでいるところです。また、新しい学習指導要領が、平成23年度から小学校、24年から中学校、25年度から高等学校で全面実施になります。それぞれの学校で、新しい学習指導要領に示された教育目標の実現に向けて、様々な取組がなされていることと思います。

文部科学省では、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」を継続して開催するとともに、中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、就学相談、就学指導の在り方等について協議を進めています。

各校においては、教育的ニーズに合わせた指導方法の具体的な工夫や学習評価の在り方に関する協議を深め、一人一人が輝く学校づくりを行っていただきたいと思っています。

これからの学校は、質の高い特別支援教育を展開し、家庭や地域、福祉、医療、保健、労働等の関係機関など多くの人々の協力のもと、共生社会の実現をめざす取組を推進していかねばなりません。

そのためにも本冊子を各校で広く活用していただき、特別支援教育の推進に役立てていただけるよう願います。

平成22年9月

和歌山県教育庁学校教育局

学校指導課特別支援教育室長 田中 資則